7　「所得税額等の還付金額 ⑷④ ⑴⑦」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、法第78条（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額（別表六(一)「6の③」） ⑷⓪」の金額、「控除しきれなかつた金額 ⑷②－⑷③ ⑷④」の金額又は別表七(一)「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。

8　「欠損金の繰戻しによる還付請求税額　⑲」及び「還付金額　㉕」の各欄は、修正申告をする場合において、法第80条第７項の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載すること。

9　「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×$\frac{}{12}$のうち少ない金額） ㉛」の欄は、次に掲げる法人が記載すること。この場合において、「㉛の15％又は19％相当額　㉞」の欄の記載に当たつては、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　内国法人である普通法人（法第66条第２項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受けるものに限る。）、公益法人等（次に掲げる法人に限る。）及び人格のない社団等　租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける場合には「又は19％」を消し、その他の場合には「15％又は」を消すこと。

イ　法第66条第１項に規定する一般社団法人等

ロ　地方自治法第260条の２第７項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第47条第２項（成立等）に規定する管理組合法人及び同法第66条（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第７条の２第１項（変更の登記）に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第133条第１項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第２条第２項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第５条第１項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合及び同法第116条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合

⑵　公益法人等（⑴イ及びロに掲げる法人を除く。）、協同組合等及び租税特別措置法第67条の２第１項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定の適用を受ける医療法人のうち、同法第42条の３の２の規定の適用を受けるもの　「又は19％」を消すこと。

10　「(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額（(1)－10億円×$\frac{}{12}$） ㉜」の欄は、租税特別措置法第68条（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける協同組合等が記載すること。

11　「㉝の19％又は23.2％相当額　㊱」の欄は、公益法人等（第９号⑴イ及びロに掲げる法人を除く。）、協同組合等及び租税特別措置法第67条の２第１項の規定の適用を受ける医療法人にあつては「又は23.2％」を消し、その他の内国法人にあつては「19％又は」を消すこと。

12　「所得税の額（別表六(一)「6の③」） ⑷⓪」の欄の記載に当たつては、別表六(一)「6の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額を「別表六(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載すること。